

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき3月5日（金）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における緊急事態措置を実施すべき期間の延長等に係る事項について周知するものです。「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」（令和3年3月5日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

3月5日に決定された緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について

3月5日、第57回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「4都県」という。）を緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することを決定しました。

また、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本方針」という。）の改正が行われております。

基本方針において催物（イベント等）の開催制限及び施設の使用制限等について、「別途通知する」としている規模要件等の目安についても、3月5日付で各都道府県知事等宛に「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」（令和3年3月5日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されておりますので、ご参照ください。なお、本事務連絡においては、4都県における緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知するとされております。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

・令和3年3月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030305.pdf

・令和3年3月5日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）における菅内閣総理大臣発言

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202103/05corona.html

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年3月5日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210305.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年3月5日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210305.pdf

・緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における 催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について（令和3年3月5日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210305.pdf

・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（内閣官房 HP）

<https://corona.go.jp/emergency/>

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--